

東アジア文化都市2024石川県公式ホームページ制作及び 保守管理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和6年に本県で開催される「東アジア文化都市2024石川県」(以下、本事業)を広く周知するため、事業の概要や各種イベント情報等を効果的に発信する公式ホームページを制作する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称
東アジア文化都市2024石川県公式ホームページ制作及び保守管理業務
- (2) 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和6年3月31日(日)まで
- (4) 委託費用
3,300千円(消費税及び地方消費税含む。)以内
※令和5年度の公式ホームページ制作及び保守管理業務費用のみ
- (5) 成果品と納期(予定)
 - ① ホームページ設計書
 - ア 仕様 紙媒体:カラー A4版 2部
 - 電子媒体:CD-R 2部
 - イ 納期 令和6年 3月 下旬
 - ② システム運用マニュアル
 - ア 仕様 紙媒体:カラー A4版 2部
 - 電子媒体:CD-R 3部
 - イ 納期 令和6年 3月 下旬
 - ③ ホームページコンテンツデータ(バナーデータ含む)
 - ア 仕様 電子媒体:CD-R 2部
 - イ 納期 令和6年 3月 下旬
 - ④ 業務完了報告書
 - ア 仕様 紙媒体:A4版 1部
 - イ 納期 令和6年3月31日

3 スケジュール(予定)

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 公告 | 令和5年12月25日(月) |
| (2) 質問票提出期限 | 令和6年 1月10日(水) |
| (3) 参加申込期限 | 令和6年 1月15日(月) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和6年 2月 9日(金) |
| ※企画提案書の審査については別途参加者に日程等を連絡 | |
| (5) 選定結果通知・公表 | 令和6年 2月中旬 |
| (6) 契約の締結 | 令和6年 2月中旬 |
| (7) プレオープン | 令和6年 3月中旬 ※ティザーサイト |
| (8) ホームページ開設 | 令和6年 3月下旬 |

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

(1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ①石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- ②平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 4 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- ⑤参加申込書及び企画提案書受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- ⑥次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。

(2) 共同企業体による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ①構成員のいずれかが上記（1）の①から③の条件を満たすこと。
- ②すべての構成員が上記（1）の④から⑦の全ての条件を満たすこと。
- ③各構成員が本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員となっていないこと。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和 6 年 1 月 10 日（水）午後 5 時必着

(2) 提出方法

質問票【様式1】を電子メールにより提出し、送付後必ず電話により着信確認を行うこと。

件名は〈【企業名】公式ホームページ制作及び保守管理業務委託に係る質問〉とすること。

(3) 提出先

東アジア文化都市2024石川県実行委員会事務局
(石川県県民文化スポーツ部東アジア文化都市推進室)
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎10階
TEL 076-225-1367 (直通)
メールアドレス:bunkatoshi2024@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問への回答方法

電子メール

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、参加申込書提出者に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年1月15日(月)午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 公募型プロポーザル参加申込書【様式2】〈1部〉

② 誓約書【様式3】〈1部〉

③ 事業者概要【様式4】〈1部〉

※定款、役員名簿、パンフレット等を添付すること

④ 石川県が発行する納税証明書〈1部〉

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。

(4) 提出先

上記5(3)に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後4時迄とする。

(5) 参加の辞退

参加申込書【様式2】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式5】を提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年2月9日(金)午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 企画提案書〈正本1部 副本3部〉及び企画提案書概要〈1部〉

別添「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

② 本業務実施フロー【様式6】〈1部〉

③ 見積書（様式任意）〈1部〉

- ・宛先は「東アジア文化都市2024石川県実行委員会 会長 馳 浩」とすること。
- ・公式ホームページの制作及び令和5年度の保守管理に係る費用、令和6年度も継続して保守管理を委託した場合の費用を明記すること。
（令和5年度と令和6年度を別葉とすること）
- ・一式計上ではなく、制作、保守管理に必要と思われる項目毎に積算内容を明記し、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ・サーバが共用の場合は、使用に係る費用についても明記すること。
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
- ・見積額が2(4)委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「公式ホームページ制作業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

上記5(3)に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後4時迄とする。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。
- ・今回のプロポーザルで選定された最優秀提案者と令和6年度の契約を締結することを確定するものではない。
- ・令和6年度の運用保守契約を締結する場合、契約内容及び契約金額については、協議の上、変更する場合がある。

9 審査会（企画提案書に関するヒアリング）

企画提案書を提出した者（以下「参加者」という。）に対し次のとおり審査会を実施する。

(1) 日時及び会場

日時：令和6年2月中旬

会場：石川県庁行政庁舎内

※詳細は参加者に対し、別途通知する。

(2) 実施方法

- ① 説明者は総括責任者及び担当者等（3名以内）とする。
- ② 企画提案書等に基づき、20分以内で説明、その後20分間の質疑応答を行う。

- ③ パワーポイント等の電子データを用いてプレゼンを行う場合は電子データを事前に用意し、事務担当宛てに実施日前日までに電子メールで送付すること。
- ④ 準備する電子データに関しては、企画提案書に沿った内容とすること。
- ⑤ 審査会場にはスクリーン、プロジェクター、パソコンを準備するが、操作環境上、提案者が持参する機器等を用いる場合には予め相談すること。なお、提案者が持参する機器等を用いる場合、設定等準備の時間はプレゼンテーションの時間に含むものとする。
- ⑥ 参加者は、他の参加者のヒアリングを傍聴することはできない。
- ⑦ 社名は伏せて説明をすること。

10 選定方法

- (1) 別紙「東アジア文化都市2024石川県公式ホームページ制作及び保守管理業務委託評価基準」に基づき、東アジア文化都市2024石川県公式ホームページ制作及び保守管理業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）において、審査を行うものとし、最も評価の高い参加者を契約の相手方として選定する。
- (2) 参加者が1者の場合、提案者の合計点が満点（150点×評価する審査委員数）の6割に達したときに、契約の相手方として選定する。
- (3) 審査委員会は非公開で行う。
- (4) 失格
 - 次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。
 - ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - ・他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと。
 - ・実施要領又は仕様書に適合しない書類を作成すること。
 - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ・ヒアリングに参加しないこと。
 - ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 選定結果の通知

選定結果は、参加者に対し別紙1又は2により通知する。
なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

12 契約の締結

- (1) 東アジア文化都市2024石川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、審査委員会が最も優れた提案を行ったとした参加者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。
ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することになった場合等において、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 上記10により最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。
- (3) 参加者が、企画提案書の作成にあたり、定められた予算及び期限の範囲内で、仕様書よりも優れた方法で提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。
- (4) 最新技術を取り入れる等、受託者の専門的な立場から、本業務の委託費用範囲内で受託者独自の強み及び効果的な提案がある場合は、企画提案書に明記すること。

- (5) 契約成立後、ホームページ作成の進行に伴い、仕様書における作成方法より優れた作成方法が発見された場合には、契約者との合意の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (6) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

13 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約の解除を妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

14 著作権等

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利はすべて委託者に帰属するものとする。
- (2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については書面で許諾を取得するとともに、委託者に書面で報告すること。また当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (3) また、既存の著作物に関して、委託者が当該部品等を利用する場合、若しくは外部サーバにアップロードする場合は、受託者は当該著作物の権利者に対し、二次使用権等の承諾を得ること。

15 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に事務局に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

16 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、参加者は提出した企画提案書を実行委員会に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として参加者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として参加者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。
県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 本プロポーザルの参加により、実行委員会から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、実行委員会の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (8) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

東アジア文化都市2024石川県公式ホームページ制作及び保守管理業務委託 企画提案書作成要領

1 提出書類

- (1) 企画提案書 ※別途、正本、副本ともに電子データ（PDF）を提出すること
 - ア A4又はA3版、横書き、左綴じ
 - イ 片面印刷20ページ以内（表紙・目次はページ数に含めない）
 - ウ 表紙に「東アジア文化都市2024石川県公式ホームページ制作及び保守管理業務委託企画提案書」と記載
 - エ 正本は余白に事業者名を記載、副本には記載しないこと。
 - オ パンフレット等の添付資料も4部準備すること。
- (2) 企画提案書概要 ※別途電子データ（PDF）を提出すること
A4版横型、片面印刷1ページ

2 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「公式ホームページ制作業務委託関係書類在中」と朱書きすること

3 提出期限

令和6年2月9日（金）午後5時必着

4 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎10階
東アジア文化都市2024石川県実行委員会事務局
（石川県県民文化スポーツ部東アジア文化都市推進室）
電話：076-225-1372 FAX：076-225-1496
メールアドレス：bunkatoshi2024@pref.ishikawa.lg.jp

5 企画提案の内容

- (1) 全業務共通
 - ア 全体コンセプト・企画概要
 - イ 類似業務受注実績（過去5年以内で受注年度、期間、業務内容等）について記載し掲載数は最大5業務までとすること。
 - ウ 組織図等実施体制表、必要人員や配置の計画、関係機関・関係者等の連携・協力について、体制や手法等を記載
 - エ 業務実施スケジュール案
- (2) ホームページのデザイン及び機能
 - ア トップページイメージ図（パソコン、スマートフォン端末それぞれ）及びデザインコンセプト
 - イ ホームページの全体構成・機能
 - ウ ウェブアクセシビリティについて考慮したポイント
 - エ 利用者を県内各地のイベントに誘導する（参加を促す）ための方策
 - オ アクセス数を向上させるための方策
 - カ ホームページのセキュリティ対策

キ 委託者と受託者の役割と責任分担

ク その他、独自で考慮したPRポイント

※留意事項

- ・デザインについては東アジア文化都市2024石川県実行委員会が別途提供するキービジュアル、ロゴマークのデザインを考慮し、制作すること。
なお、公告時キービジュアル、ロゴマークは制作中であり、参加申込のあった事業者に決定デザインを提示する予定。
- ・資料の「ホームページの基本構成案」は、最終年度を想定したものであり、当初は掲載情報の無い項目があることも踏まえ、ホームページの全体構成や次年度以降のデザイン変更やコンテンツの充実、CMSの拡張等に対する考え方を提案すること。
- ・お問い合わせフォームについては、プラグイン対策を提案すること。
- ・参加者が、企画提案書の作成にあたり、定められた予算及び期限の範囲内で、仕様書よりも優れた方法で提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。
- ・最新技術を取り入れる等、受託者の専門的な立場から、本業務の委託費用範囲内で受託者独自の強み及び効果的な提案がある場合は、企画提案書に明記すること。

(3) ホームページの管理・運用方法

ア サーバの規格及び設置場所

イ サーバのセキュリティ対策、外部からの攻撃（ウイルス等）への対策

ウ 東アジア文化都市2024石川県開催中のアクセス集中への対策

エ 運用開始後のサポート体制等

オ CMS製品のアップグレードやサポート切れへの対応方針、サポート可能な範囲

(3) ホームページ制作の実施体制及びスケジュール

6 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書の作成にあたり、定められた予算及び期限の範囲内で、仕様書よりも優れた方法で提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。
- (2) 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。
- (3) 文字サイズは、12ポイント以上とすること。
- (4) 言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定単位によるものとする。
- (5) 再委託先がある場合は、その業務内容及び再委託金額を明記すること。
- (6) 提出できる企画提案書は1案とする。
- (7) 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- (8) 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (9) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
- (10) 企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (11) 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。